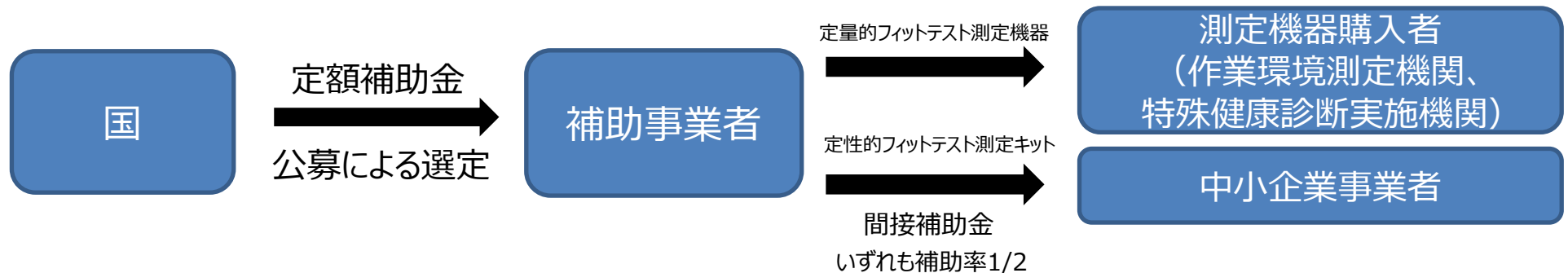


フィットテスト測定機器等購入補助事業（間接補助金）【新規】

令和5年度要求額 124,563千円

- 令和4年5月の省令改正において、特化則第36条の3の2第4項第2号等の規定により、フィットテストの実施が義務付けられ、令和6年4月1日から施行される。
- 令和4年度に実施していた、中小企業事業者等から受託する作業環境測定機関等への定量的フィットテスト測定機器の普及に加え、令和5年度からは中小企業事業者において簡便に使用できる定性的フィットテスト測定キットも補助対象とした。フィットテスト測定機器の購入費用の一部を補助（間接補助金）することにより、中小企業事業者等が改正特化則等で義務付けられたフィットテストを円滑に実施できるインフラ体制を整備する。
- 定量的フィットテスト測定機器の購入補助対象として作業環境測定機関及び特殊健康診断実施機関、定性的フィットテスト測定キットの購入補助対象として中小企業事業者にそれぞれ補助を行うことで、中小企業等の負担が少なく、効果的、効率的なフィットテストが可能となることから、本件補助事業を行うもの。



定性的フィットテスト測定キット

人の味覚を使って呼吸用保護具の接顔部の空気の漏れを特定することによりマスクが適切に装着されているか測定するもの。対象経費は定性的フィットテスト測定キット本体（本体に標準装備されている付属品を含む）の購入に要する経費（消費税は除く）。

補助率 1/2 上限 2万5千円
（1事業場1台まで）



定量的フィットテスト測定機器

マスク内部と外部の物質の濃度を測定し、その比較によりマスクが適切に装着されているか測定するもの。対象経費は定量的フィットテスト測定機器本体（本体に標準装備されている付属品を含む）の購入に要する経費（消費税は除く）。

補助率 1/2 上限71万円
（1事業場1台まで）

